

市町村居住支援協議会の設立促進について

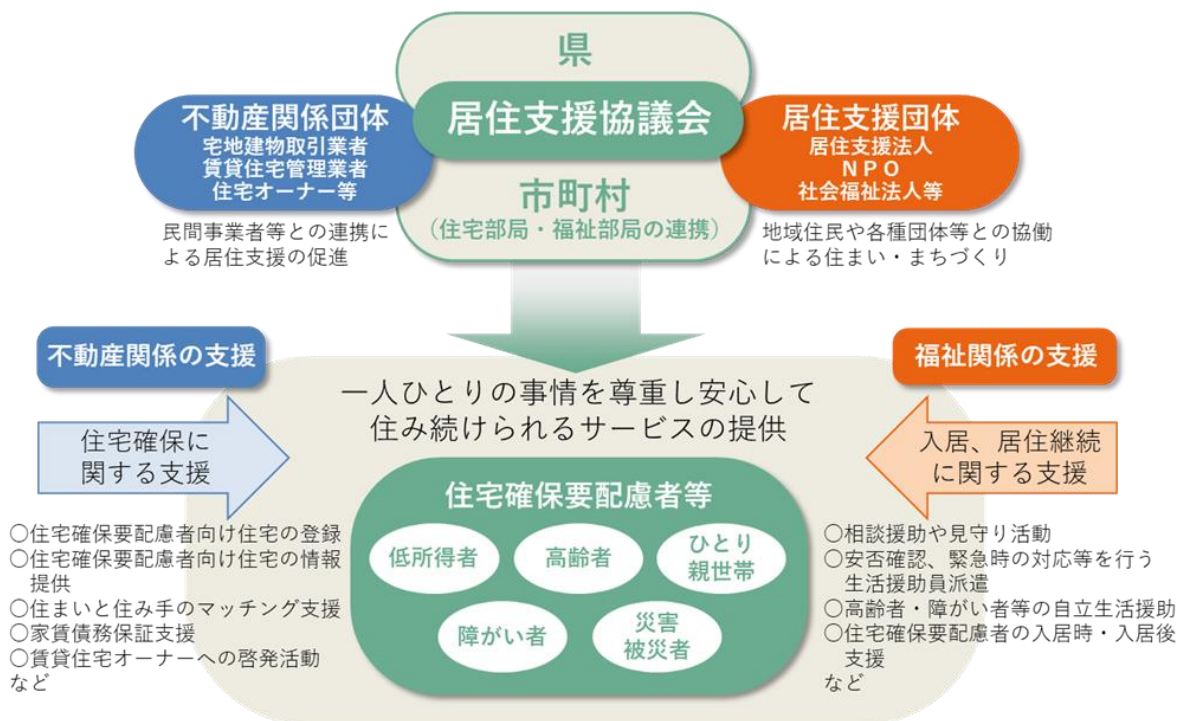
令和5年7月27日

長野県 建設部 建築住宅課

市町村居住支援協議会の設立目標

- 令和4年2月に策定した「長野県住生活基本計画」において、市町村居住支援協議会の設立目標を設定。
- 市町村居住支援協議会の設立促進に取り組むため、国土交通省「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」に応募（令和4年度）。

住宅分野と福祉分野の連携によるワンストップ型支援体制



※県は市町村の居住支援協議会の設立を支援します。

【長野県住生活基本計画（R4.2策定）抜粋】

住宅施策の展開

5 市町村居住支援協議会等を通じた居住支援の促進

- 地域の実情を踏まえたきめ細かな居住支援を実施するため、先進的な事例を示しながら市町村に居住支援協議会の設立を働きかけるとともに、同協議会を通じて、住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を推進します。
- 居住支援法人の設立を推進するとともに、居住支援法人との連携により、効率的・効果的な居住支援体制の構築に繋がります。

目標達成指標

【指標 4-2】

多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、それぞれの特性に応じた多様かつきめ細かな対応が必要であるため、居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率を指標とし、次のとおり目標値を定めます。

●居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率

令和2年度現状値 0.2%

令和12年度目標値 40%

～令和4年度の取組状況～

伴走支援プロジェクト取組事例【長野県】（建設事務所を主体とした市町への居住支援体制整備）

【これまでの取組状況】

- ◆福祉関係者と市町村担当者間に、認識の相違、情報共有や連携の不足がみられた。
- ◆市町村担当者（住宅部局）は、公営住宅に空きがあり、居住支援の対応は十分であるという認識であった。
- ◆住生活基本計画で目標（居住支援協議会を設立する市町村による人口カバー率 0.2(R2末)→40%(R12末)を設定したものの、具体的な方策は未検討であった。

【今年度の取組方針】

長野県における居住支援の課題や取り組むべきことを明確にするため意見交換を実施

- ・長野県では、市町村を支援する県の体制の弱さや、県内全77市町村を横並びで支援することが難しいことから、大分県の取組を参考に、現地機関である建設事務所から市町への働きかけを実施。

【地域の状況】

- ◆県内市町村数：77
- ◆建築関係の現地機関として右図の圏域ごとに、計10所の建設事務所に建築部門を有する。



【伴走支援プロジェクトでの具体的な取組内容及び成果】

◇県担当職員の意識醸成

- ・市町村居住支援協議会に向けた勉強会（県職員向け勉強会）にて、大分県竹田市・豊後大野市でのネットワーク会議（居住支援協議会）の活動に関する講演、意見交換会を実施。
- ・勉強会を通じて、居住支援の必要性や連携して対応することの必要性について、県担当者から一定の理解を得る。

◇先行市町(12市町)における理解の促進

- ・圏域ごとに1～2市町村を抽出し、市町村ヒアリングを実施。市町村の温度差、情報の把握不足、協議会を持つことへの抵抗感等の課題が明確となった。
- ・市町村職員向け勉強会（長野市・伊那市・松本市）にて、他市町村、住宅部局と福祉部局の職員がごちゃまぜになってワークを実施。住宅部局・福祉部局及び行政・民間が連携することの必要性を共有し機運醸成を図った。



◇市域での居住支援関係者連絡会（建設事務所主催）

- ・NPO等、福祉団体の活動が盛んな松本市にて、県松本建設事務所が主催となって関係者連絡会を計2回開催。各自ができることの共有、意見交換を実施
- ・県が調整役となり、市域での居住支援体制の構築について検討。

【伴走支援チームの構成】

国土交通省住宅局／国土交通省関東地方整備局／厚生労働省老健局／大分県／（公社）かながわ住まいまちづくり協会 入原修一氏／（一財）高齢者住宅財団



県職員向け勉強会（9月）



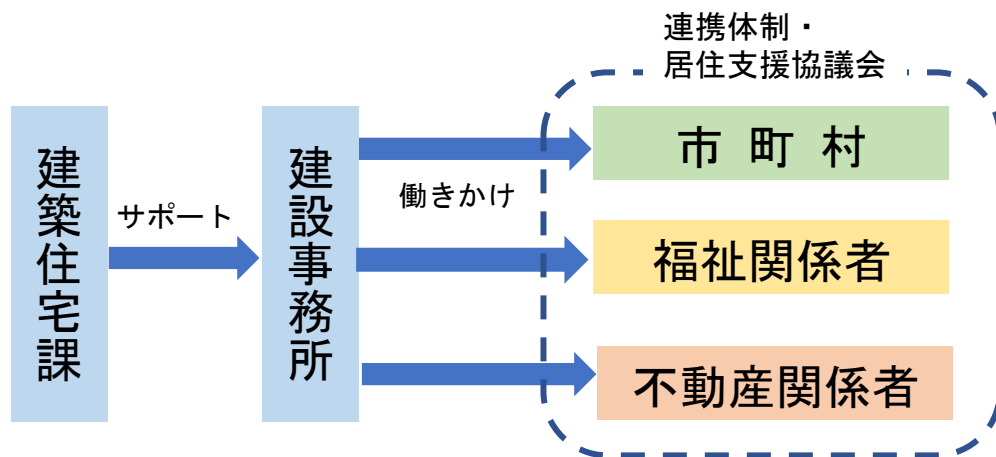
市町村向け勉強会（12月）

【今後の方向性】

- ・地域課題の調査、地域資源掘り起こし
- ・連携に向けた関係者の合意形成
- ・関係者相互の顔の見える関係づくり
- ・必要な取組の検討

今後の取組方針

- 長野県住生活基本計画（R4.2策定）に基づき、県は市町村に居住支援協議会設立を働きかけていく。
- 全市町村同時に働きかけを行うのは負担が大きいため、圏域ごとに対象市町村を決め、働きかけを行う。
- 建設事務所（整備・）建築課が働きかけの主体となり、建築住宅課はそのサポートを行う。



各地域での進め方イメージ

- ・方針等の検討
 - ・説明・ヒアリング
(地域課題の調査、地域資源掘り起こし)
- ↓ 地域との調整
- ・第1回 居住支援関係者会議
(関係者相互の顔の見える関係づくり)
- ↓ 地域との調整
- ・第2回 居住支援関係者会議
(連携に向けた関係者の合意形成)
- ↓ 地域との調整
- ・第3回 居住支援関係者会議
(必要な取組の検討)
 - ・主体を市町村へ移行

【現状の課題】

- ・県として、市町村に協議会設立のメリットを適切に伝えきれていない。
- ・市町村は居住支援協議会を設立することに負担を感じている。
- ・住宅確保要配慮者への属人的な支援となっている(住宅と福祉の連携不足)。

(補足：情報共有)

住宅確保要配慮者のすまい探し協力店

○長野県居住支援協議会(事務局:県建築住宅課)は、令和5年4月から、民間賃貸物件探しにお困りの住宅確保要配慮者に寄り添った対応を行う不動産業者を「すまい探し協力店」として登録し、県ホームページで公表する制度を開始。

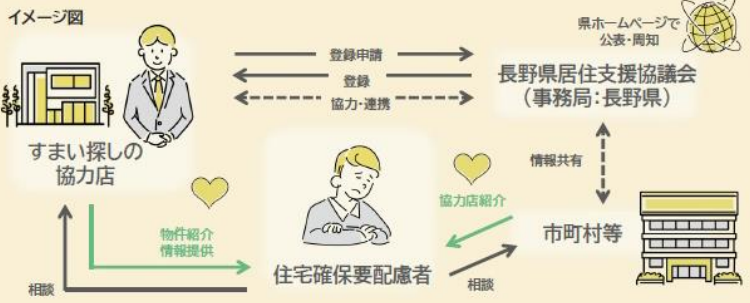
○登録店舗数：14 (令和5年6月30日現在)

店頭掲示用ステッカー



長野県居住支援協議会(事務局:長野県)では、住宅確保要配慮者※から電話または来店により相談があった場合に、住宅確保要配慮者であることやその属性を理由に拒否することなく窓口対応を行い、要配慮者の実情に応じた居住に関する支援サービスの説明及び情報提供に努めていただける、宅地建物取引業を営む皆様を募集しています。

※住宅確保要配慮者とは…
低額所得者、高齢者、障がい者、被災者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者(「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第2条第1項)。住宅市場の中で独力では適切な規模、構造等の住宅を確保することが困難な方々。



- 登録要件**
- 宅地建物取引業免許を取得していること
 - 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けていないこと
- 登録にあたって**
- 登録証の交付に合わせて、ステッカーを貸与します。協力店であることを証するため、ステッカーを事業所の公表のしやすい場所に表示してください。
 - 登録後、県ホームページに事業者情報を掲載します。

事業者一覧
長野県ホームページに掲載します。
<https://pref.nagano.lg.jp/kenchiku/saishinbu/saishinbu/nagano-saishinbu.html>

長野県 すまい探し協力店



問い合わせ先
長野県居住支援協議会事務局(長野県建設部建築住宅課)
TEL:026-235-7339
メール:kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

登録申請はコチラから!

ながの電子申請 すまい探し協力店

<https://pref.nagano.lg.jp/kenchiku/saishinbu/documents/sumaisaigashi.html>